

中小M&A市場の改革に向けた方向性について

2025年10月7日
中小企業庁

1.これまで御議論いただいた内容について

2.各施策等について

- (1) 資格制度の運用、登録・管理制度について
- (2) 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着について
 - 契約書ひな形改訂
 - 中小M&A時の経営者保証の取扱いに係る参考資料
- (3) M&A支援機関登録制度HPの更新について

3.御議論いただきたい論点

中小M&A市場改革プラン（概要）

事業承継・M&Aに係る状況

- 民間のM&A支援機関や事業承継・引継ぎ支援センターを通じたM&Aの件数は大幅に増加。**中小M&Aは浸透をみせている**。一方で、経営者が**60代以上かつ事業承継の意向が未定の法人企業が約26万者**存在することを踏まえると、**いまだ拡大を図っていく必要**があると考えられる。
- また、人手不足の深刻化等の事業環境の変化が生じる中、M&Aを単に事業承継を実現するため選択肢としてではなく、**中小企業が成長を実現するための戦略的な手段として推進を図っていく重要性が一層高まっている**。
- さらに、M&A支援機関が増加する中で、その**支援の質が十分とは言えないという声も聞かれるようになった**。加えて、譲り渡し側の経営者保証が解除されないまま、譲り渡し側の現預金を引き抜くといった**不適切な譲り受け側の存在**も指摘されており、**市場の健全化に向けた更なる取組**が求められている。

中小M&A市場改革に向けた今後の施策の方向性

- 中小M&Aのプレイヤーごとに、**譲り渡し側**、**中小M&A市場**、**譲り受け側**、といった3つの軸で施策を講じていく。

（１）譲り渡し側に係る施策

【課題】

- 雇用維持や経営者保証の解除等の**M&Aへの不安**が存在
- 自らの事業価値、**M&Aへの相場観の不足**

【施策の方向性】

- ① 支援機関による**事業承継ニーズ掘り起し強化**
- ② M&Aへの不安解消のための**広報強化・シンポジウムの実施（M&Aキャラバン）**
- ③ M&Aに対する**不安を軽減するスキームの検討・普及**
- ④ M&A時の**経営者保証解除又は譲り受け側への移行に関する実務慣行の定着**
- ⑤ M&A検討前の**財務状況の精査に係る支援**
- ⑥ 中小M&A市場における**取引相場の醸成**

（２）中小M&A市場に係る施策

【課題】

- **M&A支援機関、M&Aアドバイザーの質向上**を図る必要
- **小規模案件**を手掛ける、又は**地方におけるM&A支援機関の不足**

【施策の方向性】

- ① M&A支援機関の**業務の内容・質の開示強化**
- ② **公正な競争を喚起する仲介・FA手数料のあり方に関する検討**
- ③ M&Aアドバイザー個人の知識・スキルに係る**資格制度の創設**
- ④ 地域の支援機関育成を見据えた**事業承継・引継ぎ支援センターの強化・深化**

（３）譲り受け側に係る施策

【課題】

- 起業家精神や経営能力が高い**優良な買手への支援が不足**

【施策の方向性】

- ① 複数回のM&A（**グループ化**）の推進
- ② **小規模案件や個人による承継を支援するファンドへの支援強化**
- ③ **PMI**への支援
- ④ 支援機関による**優秀な譲り受け側の掘り起し推進**

1.これまで御議論いただいた内容について

2.各施策等について

(1) 資格制度の運用、登録・管理制度について

(2) 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着について

- 契約書ひな形改訂

- 中小M&A時の経営者保証の取扱いに係る参考資料

(3) M&A支援機関登録制度HPの更新について

3.御議論いただきたい論点

- 公表した「スキルマップ」も踏まえつつ、M&Aアドバイザー個人の知識・スキルを向上させるとともに、質の高いM&Aアドバイザーを可視化する観点から、下記のような**中小M&Aアドバイザー試験(仮称)を、まずは民間ベースでの取組として創設する方向で検討すべきではないか。**
- また、個人レベルでの倫理観の浸透の観点から、倫理規程遵守や定期的な講習受講等を要件とし、登録者はデータベースに氏名公表され、倫理規程違反が認められる場合には取消し・氏名公表を実施する**中小M&Aアドバイザー登録制も併せて運用開始すべきではないか。**
- その上で、将来的には中小M&Aガイドラインにおいて、M&Aアドバイザーに対し、当該資格の取得を推奨することを記載するとともに、「M&A支援機関登録制度」の登録機関について、**登録を受けた資格保有者の割合の公表等により資格の浸透を図ることを検討してはどうか。**

中小M&Aアドバイザー試験（仮称）のイメージ

M&A アドバイザー	依頼者や他の支援機関・土業専門家等と調整・連携しつつ、M&Aの取引を円滑・適正に遂行し、依頼者の顧客利益の最大化に貢献できる人材
試験範囲	● M&A実務（M&Aスキーム、進め方・留意事項、リスクへの対応等） ● 財務・税務 ● バリュエーション・デューデリジェンス（ビジネスDD、財務DD、法務DD、PMIを見据えた取組等） ● 法務（民法、会社法、労働法、株式譲渡契約等） ● 倫理・行動規範（中小M&Aガイドライン等） ※特に重要な最低限クリアすべき分野については、禁忌問題としての設定も検討する。 ※他の資格等により知識がすでに担保されている場合については、当該資格において問われる知識と本試験において問う知識の共通性を踏まえつつ対応を検討する。 ※必ずしもアドバイザーではなく他の土業等専門家等によって上記の知識に係る支援が提供されることもあるが、少なくとも当該土業等専門家等との連携にあたってアドバイザーが習得すべき知識について試験を行う。
難易度	1担当者としてM&A支援を行う上で把握すべき知識等について問う。
形式	選択式・短答式 （CBT試験を想定）、 合計50問程度

中小M&Aアドバイザーの登録制度

①要件

- ・ 倫理規程の遵守。
- ・ 倫理規程に違反した場合の処分（氏名公表等）に同意すること。
- ・ 定期的な講習の受講（概ね3～5年ごと）。

②資格保有者に認められる事項（登録のメリット）

- ・ データベースにおいて倫理規程を遵守するアドバイザーとして氏名公表（M&A支援機関登録制度データベースを想定。）。
- ・ 資格証の交付。

資格制度検討・運用における役割分担について

- 中小M&A市場の改革に向けた検討会においては、あるべき資格制度や合格者像などの全体方針について、引き続き審議を行っていく。
- 同検討会の下に、実務的なワーキンググループ（WG）を設置し、詳細の試験内容（試験科目等）を検討するとしてはどうか。
- 上記の各会議における審議事項を踏まえて、実際の試験実施及び作問等は、試験実施団体において実施することを想定。

検討粒度	位置付け	担うべき会議体等	当面の運営主体	具体的な審議事項等
全体方針の検討・決定	あるべき資格制度・合格者像の検討	中小M&A市場の改革に向けた検討会	中企庁財務課	● 資格取得者に求められる倫理観・行動規範、習得しておくべき知識等のあるべき資格制度の内容・運用方針を審議する ● 最新の中小M&Aガイドライン等が求める事項との整合性確保等、適切なタイミングで見直し等を実施する
	試験内容の検討（試験範囲・構成等）	ワーキンググループ【新設】	中企庁財務課	● 「中小M&A市場の改革に向けた検討会」において審議された内容を踏まえ、最新動向を踏まえた各年度の試験構成の決定等の各種論点の整理を行う ● 今年度は、来年度以降の資格試験開始に向け、試験要綱作成のための議論を行う
個別各論の決定・実施	試験の実施	—	試験実施団体	● 上記において示された試験実施方針を踏まえ、資格試験を実施
	試験問題の作問	試験作問委員会		● 上記において示された試験範囲・試験科目等を踏まえ、アカデミア・士業・実務家等の専門家を試験作問委員として選定し、具体的な試験問題の作問を実施

ワーキンググループ（WG）の立ち上げ

- 中小M&Aに関与する実務家・アカデミア等の方々から構成されるワーキンググループ（WG）を立ち上げ、資格試験に関する具体・詳細の検討を行う。
- 2025年度は試験要綱策定（詳細次項）に向けた各事項について検討を行い、資格試験開始以降は資格試験実施・運用に係る事項の検討を行う場とすることを想定。

WGの設置趣旨・直近のスケジュール等

- 本WGでは、資格試験検討にあたり、より具体・詳細の事項を非公開の場で検討することを目的とする。
- 構成員として、中小M&Aを中心とした実務への造詣が深い方々に加え、法務・財務/税務等各分野を専門とするアカデミア等の方々を想定。
- 今年度については、右記の検討事項について議論し、必要に応じて検討会に諮りつつ、早期の試験要綱公開に向けた取りまとめを行う。
- 取りまとめた結果については、検討会へ報告することを想定。

WGでの想定検討事項

討議事項の項目	概要
試験科目 ・ 出題範囲	● 中小M&Aアドバイザー向けの資格試験実施にあたって、試験範囲・科目について検討 ● 現状、法務、財務・税務、M&A実務、バリュエーション・デューデリジェンス、倫理・行動規範などの科目設定を想定し、それぞれの科目について、具体的な出題分野を設定していくことを想定
合格基準 ・ 難易度等	● 本資格制度の位置付け等も踏まえ、合格基準や難易度をどのように設定するかを検討 ● サンプル問題の作成
その他	● 禁忌肢の設定方法等の試験構成の検討 ● 他資格等保有による試験（科目）免除基準を設けるか否か等の検討 ● 上位資格等を設けるか否かの検討

WGにおける具体的議論内容（1／2）

- 早期の資格試験実施に向けて、中小M&A資格試験実施に係る「試験要綱」を策定し公表する必要がある。
- WGでは、「試験要綱」策定に必要な事項のうち、「試験科目・出題範囲等」「合格基準・難易度」等について議論いただくことを想定。

「試験要綱」作成に係る項目案

【令和●年度中小M&Aアドバイザー試験 受験案内】

1. 試験目的
2. 受験資格
3. 試験日程、試験形式、問題数等
4. 受験申込方法
5. 申込に伴う注意事項
6. 受験時の注意事項

7. 試験科目・出題範囲等
8. 試験の免除
9. 合格基準

10. 参考（登録・継続・取消要件等）
11. 試験に関する問い合わせ先

試験要綱作成に係る検討事項

1

試験制度および運用内容 ※中企庁財務課にて検討

- ・ 早期の試験運用開始に向けて、試験実施主体へのヒアリング等を踏まえて、試験制度の実施方法を定める

2

試験内容（試験科目・出題範囲等） ※WGにて検討

- ・ 立ち上げたWGにおいて、試験科目・出題範囲等を整理・検討
- ・ 資格試験実施にあたっては、当該試験内容等を踏まえ、資格試験実施主体において試験問題を作成した上で、試験を実施する

3

試験合格者の登録制度 ※検討会にて検討

- ・ 資格試験の実施に合わせて、試験合格者の登録・運用方法等について方針を定める

WGにおける具体的議論内容（2／2）

- WGの成果物である「試験要綱」については、中小企業診断士等の他資格における試験要綱も参考にしながら策定する想定。

WGにおける「試験科目・出題範囲」に係る具体的議論イメージ

1. 経済学・経済政策 (科目設置の目的)	
企業経営において、基本的なマクロ経済指標の動きを理解し、為替相場、国際収支、雇用・物価動向等を的確に把握することは、経営上の意思決定を行う際の基本である。また、経営戦略やマーケティング活動の成果を高め、他方で積極的な財務戦略を展開していくためには、ミクロ経済学の知識を身につけることも必要である。このため、経済学の主要理論及びそれに基づく経済政策について、以下の内容を中心に知識を判定する。	
A	
B	
(1) 経済指標の見方や読み方	(1) 国民経済計算の概念、国民所得統計、雇用統計、物価指数、景気動向指数、マネーストック統計、国際収支、為替レート、経済事情、その他
(2) マクロ経済理論と経済政策	(2) 生産物市場とGDP、貨幣市場と利子率、IS-LM曲線、政府支出、租税と財政政策、貨幣理論と金融政策、雇用と物価水準、景気変動と景気循環、その他
(3) 国際経済と経済政策	(3) 比較生産費と貿易理論、貿易政策、国際収支と為替レート、国際マクロ経済の理論と政策、その他
(4) 主要経済理論	(4) ケインズ理論、古典派と新古典派の理論、マネタリズム、その他
(5) 市場メカニズム	(5) 市場均衡・不均衡、弾力性の概念、経済余剰の概念、競争的市場の資源配分機能、市場の失敗、その他
(6) 消費と生産の理論	(6) 効用理論、予算制約と消費者行動、需要曲線、生産関数、費用関数、利潤最大化、供給曲線、その他
(7) 組織と戦略の経済学	(7) 情報の不完全性、ゲーム理論、独占の弊害と寡占化の協調行動、製品差別化と独占的競争、規模の経済性・範囲の経済性、その他
(8) 所得分配	(8) 公正性・公平性の概念、生産要素市場と生産要素報酬、所得再分配と税制・補助金、その他
(9) その他経済学・経済政策に関する事項	

中小企業診断士試験
試験案内

中小M&A資格試験を想定したWGにおける具体的議論内容

A	【試験科目設置の目的】 当該試験科目を理解・把握することが、中小M&Aアドバイザーの知識・スキル・倫理観等における位置づけ・意義等を記載
B	【試験科目の内容】 これまでの検討会の審議や知識・スキルマップ等を基に、WGで試験科目の構成（大項目～小項目）や試験ポイント等を検討 (イメージ) ・ 大項目：M&A実務 ・ 中項目：M&Aスキーム ・ 小項目：スキームの種類（株式譲渡、事業譲渡、会社分割等）、各スキームのメリット/デメリット、具体的な活用場面 等

試験合格後の資格取得者の登録・管理

- 試験合格者に対して、倫理規程・行動規範等の遵守等を図ると同時に最新の動向等の知識取得を促すために、講習の受講などを要件とした登録制度の創設を想定。M&A支援機関登録制度とも連携した登録・管理を想定している。
- この際、特に中小M&Aガイドラインで求める事項等の遵守を徹底させるため、ガイドラインから逸脱する支援等を行った資格取得者について、登録の取消等の対応方法についても検討する必要があるのではないか。

想定される資格取得者の登録・管理業務

イメージ

項目	内容
資格取得者の登録	講習の実施
	● 試験合格後の資格取得者名簿への登録や更新のための要件として、中小M&A実務や倫理・行動規範等に関する講習受講を求める
資格取得者の管理	資格取得者名簿への登録
	● 指定講習の受講修了を以て、試験合格者は、資格取得者名簿への登録を申請 ● 名簿への登録と併せて、登録証の発行を想定
	資格取得者名簿の管理・更新
登録取消対応等	● 資格取得者の登録番号や登録時期・更新時期の管理を行う
	GL違反等への対応
	● 資格取得者において、何らか倫理・行動規範等に抵触する行為が検出された場合に、事実認定等の適正な手続を取った上で、登録取消等 ^{*1} の判断を行う

*1： 中小M&Aガイドラインの逸脱等への対応としては、登録取消のみでなく、注意等の対応もあり得ると思料し、何らかの段階的対応も想定される

(参考) 他資格における対応

- 士業においては、根拠法において懲戒制度が規定され、併せて、具体的な処分に係る運用基準が示されている。

士業根拠法における関連規定

	対応の種類	判断権者
公認会計士	戒告、二年以内の業務の停止、登録の抹消（法第29条）	内閣総理大臣
税理士	戒告、二年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止（法第44条）	財務大臣
社会保険労務士	戒告、社会保険労務士の業務の停止*1、失格処分（法第25条）	厚生労働大臣
司法書士	戒告、二年以内の業務の停止、業務の禁止（法第47条）	法務大臣
行政書士	戒告、二年以内の業務の停止、業務の禁止（法第14条）	都道府県知事
中小企業診断士	登録の取消し（規則第6条）*2	経済産業大臣

具体的な懲戒処分に係る運用基準の例（社会保険労務士の例）

社会保険労務士及び社会保険労務士法人に対する懲戒処分に係る運用基準

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「法」という。）第25条の2、第25条の3及び第25条の24に基づく厚生労働大臣の懲戒処分に係る運用基準は、次のとおりとする。

1 厚生労働大臣による懲戒処分の基本的な考え方
社会保険労務士（以下「社労士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない職責を負い、社労士がその職責を果たすことにより、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与し、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を図ることが期待されている。社会保険労務士業務（社会保険労務士法人（以下「社労士法人」という。）が行う業務を含む。）の執行は、事業者及び労働者に対してのみならず、労働行政及び社会保険行政に対しても重大な影響を与えるものであることから、法に基づく厚生労働大臣による監督上の行政処分として、懲戒処分を行うものである。

（1）処分の種類
ア 社労士に対する懲戒処分については、法第25条において、「戒告」、「1年以内の社会保険労務士の業務の停止」又は「失格処分」の3種類である旨規定している。
イ 社労士法人に対する処分については、法第25条の24において、厚生労働大臣は、「戒告」、「1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止」又は「解散」を命ずることができる旨規定している。
（2）処分の事由
ア 社労士に対する懲戒処分の事由については、法の規定の内容から以下のように分類される
……以下、割愛……

*1：社会保険労務士法上の条項上は「一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止」

*2：中小企業診断士の根拠法である中小企業支援法（昭和38年法律第147号）上には懲戒に関する規定はなく、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年9月22日通商産業省令第192号）において、規則第5条に掲げられた登録の拒否事由に該当した場合に、規則第6条において経済産業大臣が登録を取り消すとする規定がある。

1.これまで御議論いただいた内容について

2.各施策等について

(1) 資格制度の運用、登録・管理制度について

(2) 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着について

- 契約書ひな形改訂

- 中小M&A時の経営者保証の取扱いに係る参考資料

(3) M&A支援機関登録制度HPの更新について

3.御議論いただきたい論点

● 解除条項・買い戻し条項：

- 解除条項：①経営者保証解除に関する規定への違反等、売主にとって特に重要な事項（※）への違反と②解除権を行使できる期間をクロージング後一定期間に制限する（※）かたちで、株式譲渡契約の解除を認める条項

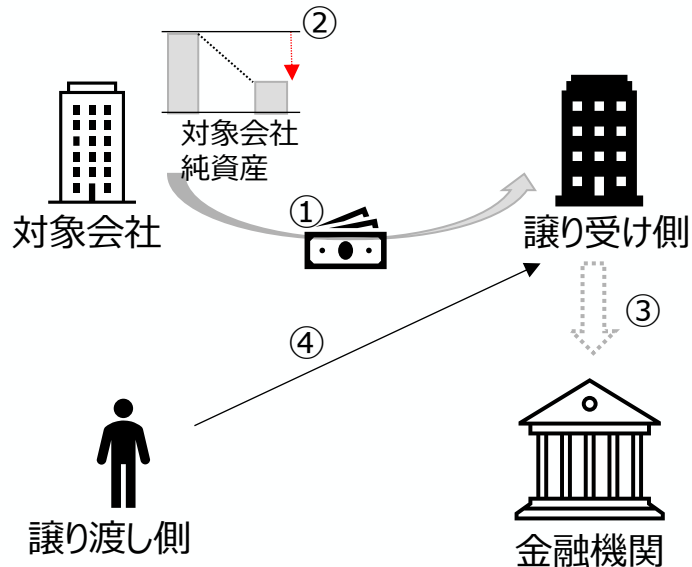
※ クロージング後の契約解除は取引の安定を著しく害するため基本的に行われず、M&A取引の実務慣行を踏まえ、解除事由は限定的に定める。

- 買い戻し条項：①一定事由の発生（株式譲渡契約書に定めた経営者保証解除に関する規定への違反等）と②譲渡対価を返金（※）することを条件として、対象会社の株式を買い戻すことを認める条項

※ 株式返還との関係では返金を先履行とするのではなく同時履行として弁済の提供を行えば足りる。

● 解除又は買い戻しに伴う損益補償条項：

- ①上記解除条項又は買い戻し条項（以下「契約違反条項」という。）が適用される場合に、②当初の株式譲渡の直前の対象会社における純資産価格（＝株式価値）と契約違反条項適用時の純資産価格を対比して、その差額を算出し、マイナスがある場合は買主から売主に補填（プラスがある場合は売主から買主に補填）させる条項



- ①対象会社から譲り受け側への財産流出
- ②①等のクロージング後の不適切な動機による対象会社の純資産価格の低下
- ③譲り受け側による経営者保証の解除等に関する不履行等
- ④譲り渡し側から譲り受け側に対する買戻し及びこれに伴う補償請求（左図「↓」部分の請求）

不適切な譲り受け側による経営者保証の解除等に関する不履行等があった場合に、買い戻し条項を適用することで、譲り渡し側に簡易な対象会社株式の取戻しを認めるとともに、不適切な動機により対象会社から流出した現預金等の財産が存在するときは、これにより低下した対象会社の純資産価格や仲介手数料、裁判費用等の諸費用を譲り受け側から譲り渡し側に補償させる。

株式譲渡契約書ひな形改訂（解除・買戻し条項等）

- M&Aの知見が少ない譲り渡し側でも参考とできるよう、中小M&Aガイドラインの参考資料である株式譲渡契約書の改訂を行う。
- これまでの検討会の議論を踏まえ、主に ①解除・買戻し条項の追加、②解除・買戻し時の補償条項の追加等を改訂すべきではないか。
- 併せて、M&A支援機関においては、解除や買戻しが生じないようなM&Aを支援することが求められるのではないか。

主な改訂点について（解除・買戻し条項等）

解除・買戻し条項の追加 （第15条の2）

以下の場合には、書面による通知をもってクロージング日から1年以内の解除又は株式の買戻しを可能とする

1. クロージング日から3か月を経過しても経営者保証等が解除されないとき
2. クロージング日から14日以内に譲り受け側が金融機関等に経営者保証等の解除について具体的な相談を始めないとき
3. 金融機関等において経営者保証等の解除ができないとの見解が示され、又は解除のための条件が設けられたにもかかわらず、1か月以内に、譲り受け側が借り換え・一括弁済、解除の充足等の自らの負担による経営者保証等の解除を実施しないとき

※ 買戻しを行う場合は、通知到達時点における相当な価額の支払いが必要

譲り受け側が経営者保証等の解除に向けた具体的行動を実施しないことをもって、クロージング日から一定期間以内の解除又は買戻しを行う権利を譲り渡し側に認めるもの。ただし、買戻しを行う場合には通知到達時点における相当な価額の支払いを要することとし、買戻しに至るまでの間の譲り受け側による対象会社の企業価値の毀損は、当該価額の支払いによって清算されることを想定。

解除・買戻し時の補償条項 の追加（第17条の2）

クロージング日から買戻し日までに対象会社の純資産の減少等の損害が生じている場合、譲り渡し側から譲り受け側に対して当該損害の回復を請求することを可能とする

債務超過企業等を対象会社とし、かつ譲渡価額が備忘価格程度と低廉な価額が設定されるM&Aにおいて、クロージング後に買手等によって、対象会社の現預金等が不当に流出させられた場合に適用することを想定。

株式譲渡契約書ひな形改訂（その他の変更点について）

- その他、条項の趣旨の明確化・具体化、契約書作成時に譲り渡し側が不利にならないような規定ぶりへの変更・規定の新設、留意すべき条項に関する解説の追加等について改訂を行うことを検討。

その他の変更点について

- 解除等を求める対象となる経営者保証の内容を具体化（第10条第1号、第14条第3項）
- 経営者保証の解除がなされるまでの間の対象会社の株式処分の禁止（第14条第4項）
- 補償請求に関して以下の規定を変更ないし新設
 - 補償上限額の規定ぶりの変更（第16条第2項、第17条第2項）
 - 補償義務発生のための下限金額の新設（第16条第3項、第17条第3項）
 - 補償責任の発生条件としての書面による請求について、クローリングからの経過期間の書きぶりの変更・追加（〇年→〇月）（第16条第4項、第17条第4項）
- 譲り受け側の認識による表明保証違反の成否に関して、アンチ・サンドバック条項（譲り受け側の認識次第で譲り渡し側の免責を認める規定）やプロ・サンドバック条項（譲り受け側の認識にかかわらず譲り渡し側の免責を認める規定）についての解説を追記（第16条）
- 秘密保持義務の例外として、中小M&Aガイドラインが求める「情報共有の仕組み」に係る登録事由に該当する事実が生じた場合に、当該情報共有の仕組みの運営主体に対して、当該情報共有の仕組みが要請する事由を開示できることを規定（第18条第2項第3号）
- 譲り渡し側の表明保証記載例を変更し、主観による限定も可能である旨を注記にて補足（別紙1 甲が表明及び保証する事項）
- ※表明保証違反は事後に紛争化しやすいため、譲り渡し側に弁護士等の士業専門家への相談やセカンドオピニオンの取得を促す観点から、譲り渡し側が保証するにあたり最低限必要となりうる項目を列挙する形へ変更。

1.これまで御議論いただいた内容について

2.各施策等について

(1) 資格制度の運用、登録・管理制度について

(2) 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着について

- 契約書ひな形改訂

- 中小M&A時の経営者保証の取扱いに係る参考資料

(3) M&A支援機関登録制度HPの更新について

3.御議論いただきたい論点

中小M&A実施時の経営者保証の取扱いに係る参考資料について

- 経営者保証の解除等に係るトラブルを減少させるため、譲り渡し側等がM&A成立前に金融機関等との相談を行うことを実務的に確立する必要がある。
- 中小M&A時の経営者保証の解除等に関わる各関係者に求められる行動等をまとめた参考資料を策定することで、他の関係者に求められている行動も併せて把握することができるため、適切な経営者保証解除等のための望ましい環境を業界全体で構築できるのではないかな。

中小M&Aガイドライン参考資料 中小M&A時の経営者保証の取扱いについて



譲り渡し側

- M&A検討前の経営者保証解除等の検討
- M&A成立前の金融機関等からの意向取得
- 事前の意向取得ができない場合、譲り受け側に対する借換えの要請・リスクがあることの把握
- 他専門家への相談
- 譲り受け側の適確性の精査



譲り受け側

- M&A成立前の金融機関等からの意向取得に向けた譲り渡し側への協力
- 事前の意向取得ができない場合、借換えの実施、解除条項等の契約書ひな形参照
- 譲り渡し側・M&A支援機関への情報開示



M&A専門業者

- 譲り渡し側へのリスクの丁寧な説明・M&A成立前の金融機関等への相談の慫慂
- 審査期間等を考慮したスケジュールリング
- 譲り受け側に対する調査
- 不適切な譲り受け側に係る情報を取得した場合の適切な対応



金融機関・保証協会

- M&A成立の前後に関わらない相談/審査の受付、可能な限り早期の方針通知
- 解除ができない場合の改善点等の説明
- 相談に係る情報の与信関連業務に限った利用、不適切な譲り受け側の伝達
- 譲り受け側を紹介する場合、適切な確認

1.これまで御議論いただいた内容について

2.各施策等について

- (1) 資格制度の運用、登録・管理制度について
- (2) 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着について
 - 契約書ひな形改訂
 - 中小M&A時の経営者保証の取扱いに係る参考資料
- (3) M&A支援機関登録制度HPの更新について**

3.御議論いただきたい論点

M&A支援機関の業務の内容・質に関する開示強化について

- 中小企業が支援を依頼するM&A支援機関を検討する際に、自身の支援ニーズに応じて適切な支援機関を選定しやすくなるよう **M&A登録支援機関データベース上の情報開示の充実化及び検索性の向上**を図る。

更新後の支援機関に関する開示情報イメージ

従来からの
掲載情報

法人 XXX株式会社

FA 仲介 第3版対応

業種 95 その他のサービス業

M&A支援機関の種類 M&A専門業者 - フィナンシャルアドバイザー (FA)

M&A支援業務開始時期 XX年X月

M&A支援業務専従者の従業員数 XX人

支援業務提供都道府県 全国

資本金 X億円~X億円未満

従業員数 XX人

拡充する
情報

1 2024年度の中小M&A成約実績数 ~XXX件

2 不適切な譲り受け側に係る
情報共有の仕組みへの加盟組織
現在加盟している
不適切な譲り受け側に係る
情報共有の仕組みへの加盟組織名 XXXX協会

3 支援業務 M&A PMI

1 成約実績数

➢ 登録支援機関毎に、直近年度のM&A成約実績をレンジで表示
(1~10件、11~50件等)

2 不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組み

➢ 不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組みへの加盟有無や
加盟先組織名を明記

3 支援業務の詳細

➢ 支援機関が行うことができるM&A及びPMIに係る支援業務に
ついて、項目毎に提供有無を記載

支援業務 (M&A)

M&Aのプロセス	提供する主な業務	提供有無
バリュエーション	譲り渡し側の財務状況・非財務状況の分析	○
	事業計画書の作成	○
	財務状況・非財務状況の分析を踏まえたバリュエーションの実施 (暫定的なバリュエーションも含む)	○
マッチング	M&A実施に関する提案	○
	ハンネーム・シートの作成	○
デュー・デiligence (DD)		
	各種DDの検討	○
	各種DDの実施スケジュールの調整・管理	○
	各種DDの実施又は実施支援	○

4 並び替え機能の強化

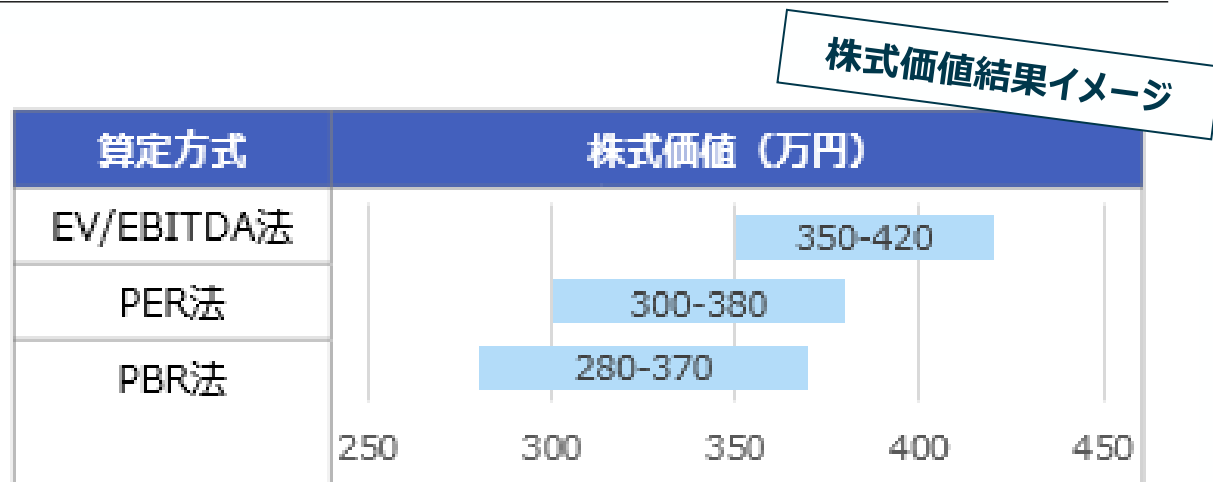
➢ 検索後の並び替えの選択肢を拡充 (最低手数料順、M&A専従者人数順等)

19

中小M&A市場の取引相場の醸成 / 仲介・FA手数料の可視化について

- M&A支援機関登録制度上で報告された中小M&Aの取引データ等の実績を基に、中小企業が自社の財務情報・業種を入力することで、M&A実施時の参考となる自社の株式価値が把握できるツールをM&A支援機関登録制度HPへ実装することを検討。
- 併せて、各M&A支援機関の手数料の可視化及び支援機関間の比較性を高めるため、株式価値等や利用を検討するM&A支援機関の手数料体系を入力することで、手数料の目安を計算することができるツールの実装についても検討。

株式価値の簡易計算ツール



- 中小企業が入力した自社の営業利益、減価償却費等の財務情報や業種の情報を基に、各算定方式から算出された株式価値の目安をレンジで表示させる。

※ 算出された価値はあくまで参考値であり、当該価値が譲渡額となる訳ではなく、交渉等の結果によって最終的に合意された金額が譲渡額となる点については、ツール利用にあたって留意が必要。

手数料の簡易計算ツール

手数料結果イメージ

成功報酬（税抜）は、

株価レーマン方式の場合

※自動計算 円です。

オーナー受取額レーマン方式の場合

※自動計算 円です。

※自動計算 円です。

- 株式価値簡易計算ツールで算出した株式価値等と、利用を検討するM&A支援機関の手数料体系（レーマンテーブル等）を入力することで、M&Aを行う際の手数料の目安の確認や支援機関間の比較を行うことを可能にする。

1.これまで御議論いただいた内容について

2.各施策等について

- (1) 資格制度の運用、登録・管理制度について
- (2) 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着について
 - 契約書ひな形改訂
 - 中小M&A時の経営者保証の取扱いに係る参考資料
- (3) M&A支援機関登録制度HPの更新について

3.御議論いただきたい論点

主に御議論いただきたい論点

(1) 資格制度の運用、登録・管理制度について

- ① 資格制度の検討・運用について各会議体で役割分担を行うにあたり、留意すべき点はあるか。
- ② ワーキンググループ（WG）で資格試験の具体・詳細を議論する上で、考慮すべき点や留意すべき点はあるか。
- ③ 資格登録制度を導入するにあたり、考慮すべき点はあるか。また、登録時の要件として検討される講習について、具体的にどのような内容や方法とすることが望ましいか。
- ④ 中小M&Aガイドライン等の行動規範を逸脱する支援を行った資格取得者について、本資格の趣旨・建付けを念頭に、他資格における対応も踏まえつつ、どのような対応・手続きが求められるか。

(2) 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着について

- ① 各参考資料について、懸念点や追加で措置すべき点はあるか。
- ② 各参考資料を、M&A支援機関等を中心として実務的に普及させるために必要な取組は何か。また、解除や買戻しが生じないようなM&A支援の在り方はどのようなものが考えられるか。
- ③ 経営者保証解除等に関する実務慣行の定着に向けて、各参考資料も利用しつつ、譲り渡し側・譲り受け側も含めた関係者への周知・広報を行うにあたり、どのような取組が求められるか。

(3) M&A支援機関登録制度HPの更新について

- ① HP更新の内容で懸念点等はあるか。更なる開示等が求められる点はあるか。
- ② 株式価値・手数料計算の各ツールについて、考慮すべき点や留意すべき点等はあるか。望ましい利用方法などはあるか。